

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
に当たるときは、
その翌日)

目 次

◇ 示 国定公園の公園事業の一部決定

鳥取県高年齢者雇用安定センターの住所等の変更の届出
農用地土壌汚染対策計画の決定
農用地公害防止事業に係る費用負担計画の決定

土地改良区の役員の退任

土地改良区の役員の就退任

土地改良事業の認可(二件)

土地改良事業の認可申請の適否の決定

保安林の指定予定

土地収用法による事業の認定

都市計画の決定に係る案の縦覧

都市計画の変更に係る案の縦覧(二件)

◇ 公 告 保母試験の合格者

昭和六十一年八月鳥取県告示第七百一号中訂正

告 示

鳥取県告示第八百二号

自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)第十二条第三項の規定に
基づき、水ノ山後山那岐山国定公園の公園事業の一部を決定したので、同
条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、鳥取県衛生環境部自然保護課及び国府町役場に
備え付けて縦覧に供する。

昭和六十一年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業の名称 位 置

雨滝園地事業 鳥取県岩美郡国府町大字雨滝

鳥取県告示第八百三号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)
第四十四条において準用する同法第二十四条第三項の規定に基づき、鳥取
県高年齢者雇用安定センターから住所及び事務所の所在地を変更する旨の
届出があつたので、同法第四十四条において準用する同法第二十四条第四
項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 変更後の住所

鳥取市本町三丁目一〇二

二 変更後の事務所の所在地

鳥取市本町三丁目一〇二

三 変更の年月日

昭和六十一年九月二十五日

鳥取県告示第八百四号

農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十九号）第五条第一項の規定に基づき、小田川地域に係る農用地土壤汚染対策計画を定めたので、同条第六項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

昭和六十一年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 農用地土壤汚染対策地域（昭和六十一年二月鳥取県告示第百五十三号（農用地土壤汚染対策地域の指定について）に掲げる区域をいう。以下「対策地域」という。）の区域内にある農用地についての利用区分及び当該農用地の利用に関する基本方針

五十四・二ヘクタールの農用地（水田）のうち四十七・四ヘクタール

を水田として、六・八ヘクタールを道水路として利用する。

二 対策地域の区域内にある農用地に係る事業

1 事業の実施地域

対策地域

2 事業の種類

(一) 汚染を防止するための事業

再汚染を防止するため、用排水路にコンクリート製品による舗装を行う。

(二) 汚染を除去するための事業

(1) 客土希釈工を採用し、非汚染土一センチメートル〜十八センチメートル厚に客土する。

(2) 復旧方式は、地域の状況、経済性等から区画整理方式を採用する。

(3) けい酸石灰、よう成りん肥及び有機質資材を施用する。

3 事業費の概算

七億千六百万円

4 事業の実施者

鳥取県

三 対策地域の区域内にある農用地の汚染状況の調査測定に関する事項

1 調査測定地点の所在地

(一) 岩美郡岩美町大字荒金字井手口台（一地点）

(二) 岩美郡岩美町大字岩常字鳥居縄手（一地点）

2 調査測定者

鳥取県

鳥取県告示第八百五号

公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第三百三十三号。以下「法」という。）第六条第一項の規定に基づき、小田川地域農用地の公害防止事業に係る費用負担計画を定めたので同条第五項の規定により、その要旨を次のとおり告示する。

昭和六十一年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 公害防止事業の種類

法第二条第二項第三号に規定する客土等の事業

二 費用を負担させる事業者を定める基準及びその事業者の名称

1 事業者を定める基準

小田川地域において、鉦石の採掘及び選鉦の事業を営む者であつて、銅及び銅を含む汚染物質を排出したもの。

2 費用を負担させる事業者の名称

日本鉦業株式会社

三 公害防止事業費の額

七億千六百万円（昭和六十年単価による概算額）

四 負担総額及びその算定基礎

1 負担総額

物価等の変動により、公害防止事業費の額に変更が生じたときは、変更後の公害防止事業費の額を基礎として四の2に掲げる算定式によつて得た額を負担総額とする。

二億千二百三十六万円

2 算定基礎

負担総額 = 公害防止事業費の額 × 法第4条第1項の規定に基づき公害防止事業費の額 × 法第4条第1項の規定に基づき公害防止事業費の額 × 法第4条第2項による原因となる認められる程度 × 法第4条第2項により減ずる割合

= 公害防止事業費の額 × (事業対象全面積に占める岩美鉱山の割合 × 費用負担者の汚染寄与度) × [(1 - 天災に係る汚染割合 × しんしゃく割合) × その他の事情により法第7条第3号の規定を援用した割合]

$$= 716,000千円 \times (0.9114 \times 0.8125) \times [(1 - 0.5967 \times 1 / 3) \times 1 / 2]$$

$$= 716,000千円 \times 0.2966$$

$$= 212,360千円 (十円以下切捨て)$$

五 前各号に掲げるもののほか公害防止事業の実施に必要な事項

この事業は、昭和六十一年度から七箇年以内に完了するものとする。

鳥取県告示第八百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり八頭中央土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十一年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

監事 細田 甚吉 八頭郡家町大字大門一八三
昭和六十一年八月二十二日退任

鳥取県告示第八百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり名和土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十一年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

| | | |
|----|-------|----------------|
| 理事 | 三浦 幸雄 | 西伯郡名和町大字御来屋八六一 |
| " | 角田 年穂 | 大字門前八三 |
| " | 齊藤 時吉 | 大字富長四三二一二 |
| " | 真島 祝男 | 大字加茂二八一一一 |
| " | 杉原寿三郎 | 大字富長五六四一四 |
| " | 木村 信栄 | 大字古御堂七五一一一 |
| " | 谷奥 敏明 | 大字名和一九三 |
| " | 森田 和年 | 大字加茂一四五 |
| " | 野坂登紀和 | 一〇〇四 |
| " | 野坂 哲嗣 | 五〇三 |

森田 邦靖 大字名和一三二

川島 正寿 一三九八一

監事 金田 繁義 五八

鷺見 昭三 大字富長三八

松田 友義 大字押平四九一四

昭和六十一年七月二十三日退任

就任した役員の氏名及び住所

| | | |
|----|-------|----------------|
| 理事 | 三浦 幸雄 | 西伯郡名和町大字御来屋八六一 |
| " | 野坂 哲嗣 | 大字加茂五〇三 |
| " | 齊藤 時吉 | 大字富長四三二一二 |
| " | 田端 昭光 | 五二 |
| " | 高橋 樓 | 大字加茂一九一十二 |
| " | 松田 友義 | 大字押平四九一四 |
| " | 松田 貢 | 大字加茂三三九 |
| " | 森田 哲史 | 大字名和一三一 |
| " | 角田 匡民 | 大字門前四九 |
| " | 川島 正寿 | 大字名和一三九八一 |
| " | 荒松 廣志 | 大字加茂九八五 |
| " | 鈴木 延次 | 大字名和八八一二 |
| " | 松田 武寿 | 大字加茂九九六 |
| 監事 | 桑本 元喬 | 大字富長五六 |
| " | 野口繁次郎 | 大字名和五九一 |
| " | | 五九二 |

昭和六十一年七月二十四日就任 任期四年

鳥取県告示第八百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町土地改良区が行う土地改良事業（非補助事業石見地区維持管理）を昭和六十一年九月十九日認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

昭和六十一年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、用瀬町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業板井原地区区画整理）を昭和六十一年九月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百十号

溝口町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業船越地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土

地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年九月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百十一号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

岩美郡国府町大字新井字櫻谷三一六、三二一、三二一の一、三二三、字大平三二九、字向山三四三の一、三四三の六、大字石井谷字安本三五、三五次一、三七次一、四四、四四次一、字牛ヶ平九七、九八、字牛ヶ平ル四〇八、四〇九、四〇九次一、四一〇、字上柿ノ内九九、一〇〇、字大平ル四一一から四一六まで、字大畑ヶ四一七、四一七の二、四一七第一、四一七第三、四一八、字坂畑ヶ二〇五、二〇五次一、二〇六、四一九、四二〇第一、四二三から四二六まで、字渡り瀬四二七の一、四二七の二、字ニツ谷影ヶ四三八、四三八の一、字石原畑ヶ影ヶ四四〇、四四〇の一、字牛ノ尾影ヶ四四一、字仲谷四四四の一、字石原畑ヶ四四五、四四五の一、字ニツ谷四四九、四四九の一、字滝口影平四七一、四七一の一、字セマト影平四七二、四七二の一、字廣畑ヶ影平四七三、四七三の一、字別當畑四八一から四八三まで、字茹尾ヶ谷四八四、四八五、四八九、字尾エゴ五三〇、五三一、字尾平五五五、大字栃本字大杉ノ上エ六六、七二次一、七二次二、七三、七三次一、七三次二、七六次一、七六次二、字大杉ノ上ミ七〇第一、七一第一、七十二、七十二第一、七六、字チャコ五八八の一、五八八の二、五九二、五九三、五九三の一、五九三の二、五九三第三、五九四

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画

で定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町下石見字北井奥太谷一七二〇の一、一七二〇の二、一七二〇の四、一七二〇の五

2 指定の目的

水源のかん余

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字北井奥太谷一七二〇の二(次の図に示す部分に限る。)

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めぬ。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

三 保安林予定森林の所在場所

八頭郡若桜町大字長砂字寺ノ谷三二四

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

四1 保安林予定森林の所在場所

岩美郡国府町大字石井谷字足原五七八、大字大石字柳ヶ坂九六九から九七一まで

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八百十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称 国府町

二 事業の種類 国府町立さつき保育園改築事業

三 起業地

- 1 収用の部分 岩美郡国府町大字谷字中谷及び大字系谷字中谷地内
- 2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

国府町役場

鳥取県告示第八百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を決定しようとするので、同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和六十一年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画臨港地区

二 都市計画を決定する土地の区域

鳥取市港町並びに賀露町字中瀬ノ壹、字中瀬ノ貳、字中瀬ノ参、字湊ノ二及び字灘端

三 都市計画の案の縦覧場所

鳥取市尚徳町二六 鳥取市役所

四 縦覧期間

昭和六十一年九月二十四日から同年十月八日まで

鳥取県告示第八百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画、羽合都市計画、東郷都市計画及び三朝都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和六十一年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画、羽合都市計画、東郷都市計画及び三朝都市計画天神川流域下水道

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分
倉吉市鴨河内字天神谷並びに耳字湯瀬平ら、字東下川原、字廣見河原、字松木河原、字柳河原、字横道及び字大地木
変更する部分

倉吉市鴨河内字天神河原並びに耳字上ミ田及び字鳥ノ子
削除する部分

倉吉市鴨河内字上向河原及び字東上河原並びに耳字北下河原、字西下河原及び字上河原

三 都市計画の案の縦覧場所

倉吉市葵町七二二 倉吉市役所

四 縦覧期間

昭和六十一年九月二十四日から同年十月八日まで

鳥取県告示第八百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、東伯都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に

意見書を提出することができる。

昭和六十一年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

東伯郡都市計画道路三・三・二号逢東下伊勢線、三・四・一号保浦安線
及び三・四・三号徳万逢東線

二 都市計画を変更する土地の区域

1 三・三・二号逢東下伊勢線
変更する部分

東伯郡東伯町大字逢東字鈴野、字道丸欠及び字東丸欠並びに大字
下伊勢字於曾婆及び字土手下
削除する部分

東伯郡東伯町大字下伊勢字門畑

2 三・四・一号保浦安線
追加する部分

東伯郡東伯町大字徳万字龍庵及び字大久保田
変更する部分

3 三・四・三号徳万逢東線
東伯郡東伯町大字徳万字盲女垣、字鳥見、字才ノ木及び字下込堂
変更する部分

東伯郡東伯町大字逢東字道丸欠
削除する部分

東伯郡東伯町大字逢東字東道丸欠

三 都市計画の案の縦覧場所

東伯郡東伯町大字徳万五九一―二 東伯町役場

四 縦覧期間

昭和六十一年九月二十四日から同年十月八日まで

公 告

昭和61年8月4日から同月7日までの間に実施した保母試験の合格者は
次のとおりである。

昭和61年9月24日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | | | |
|-------|--------|--------|--------|
| 上月 康子 | 神戸 克子 | 松岡 知里 | 桑村 恵美子 |
| 玉田 昌子 | 井上 由 亜 | 西岡 善美代 | 後藤 直美 |
| 中嶋 雅代 | 石田 八重 | 樋口 和子 | |

正 誤

昭和六十一年八月鳥取県告示第七百一号（廃川敷地の生成について）中
次の箇所誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

五 下 三 九一〇・一五平方メートル 八六五・〇五平方メートル